# 臓器提供意思表示カードの記入方法

## STEP 1 意思の選択

自分の意思に合う番号に**ひとつだけ**○をしてください。

## STEP 2 提供したくない臓器の選択

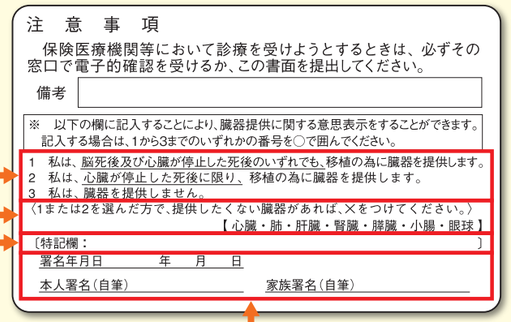
1か2に○をした方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。
なお、提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。

- ■ 脳死後：**心臓・肺・肝臓・腎臓（じんぞう）・膵臓（すいぞう）・小腸・眼球**
- ■ 心臓が停止した死後：**腎臓（じんぞう）・膵臓（すいぞう）・眼球**

## STEP 3 特記欄への記載について

**a）組織の提供について**
1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。

**b）親族優先の意思について**
親族優先提供の意思を表示したい方は、下の欄をお読みいただいた上で、「親族優先」と記入できます。




## STEP 4 署名欄

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。
可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名してください。

**記入は、強制ではありません。記入しなくても、医療機関等を受診することができます。**

## 親族への優先提供をお考えの方へ ！以下をお読みください。

親族優先提供の意思表示については、(公社)日本臓器移植ネットワークのホームページからの意思登録をおすすめします。

### 親族への優先提供が行われる場合

以下の3つの条件をすべて満たす必要があります。

1. ご本人（15歳以上の方）が臓器を提供する意思表示に併せて、親族への優先提供の意思を書面により表示している。
2. 臓器提供の際、親族（配偶者※1、子ども※2、父母※2）が移植希望登録をしている。
   ※1　婚姻届を出している方です。事実婚の方は含みません。
   ※2　実の親子のほか、特別養子縁組による養子及び養父母を含みます。
3. 医学的な条件（適合条件）を満たしている。

### 親族優先提供についての留意事項

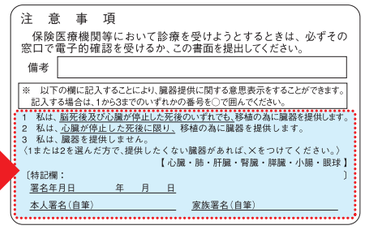
1. 医学的な条件などにより移植の対象となる親族がいない場合は、親族以外の方への移植が行われます。
2. 優先提供する親族の方を指定（名前を記載）した場合は、その方を含めた親族全体への優先提供意思として取り扱います。
3. 「○○さんにしか提供したくない」という提供先を限定する意思表示があった場合には、親族の方も含め、臓器提供が行われません。
4. 親族提供を目的とした自殺を防ぐため、自殺した方からの親族への優先提供は行われません。

## 臓器提供について意思表示した内容を第三者に知られたくない場合

今回お送りした京都府国民健康保険資格確認書の台紙左下に「個人情報保護シール」を貼付しています。この「個人情報保護シール」を台紙からはがし、意思表示欄の上に貼ることにより、個人情報を保護することができます。



**個人情報保護シール**
このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。




**臓器提供に関するお問合せ先**
**(公社)日本臓器移植ネットワーク**
電話（フリーダイヤル）0120-78-1069　ホームページ https://www.jotnw.or.jp/

京都市印刷物　第081217号
発行/京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室
令和８年11月発行



# 新しい資格情報のお知らせ又は資格確認書をお送りします

現在お持ちの資格確認書（薄いオレンジ色）の有効期限が切れるため、マイナ保険証をお持ちの方は、資格情報のお知らせを普通郵便でお送りします。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書（薄い黄色）を特定記録郵便にてお送りします。

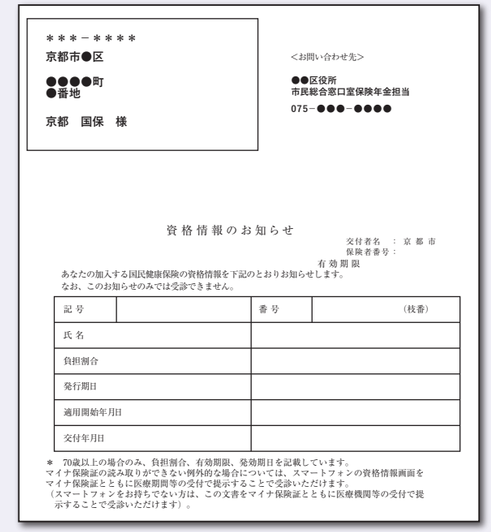
新しい資格確認書（薄い黄色）の有効期限は、令和9年11月30日です（令和8年12月2日から令和9年12月1日までに75歳に到達される方の有効期限は、誕生日の前日となっております。）。

70歳以上の方の資格情報のお知らせについては、負担割合、発効期日等を記載しており、有効期限は7月末日となっております。そのため、毎年8月1日以降の資格情報のお知らせについては、有効期限が切れる前にお送りします。70歳未満の方の資格情報のお知らせについては、有効期限はありませんので、マイナ保険証をお持ちの方で資格情報のお知らせをお持ちでない方に限りお送りします。

### 資格確認書（マイナ保険証をお持ちでない方）




### 資格情報のお知らせ（マイナ保険証をお持ちの方）




※有効期限の切れた保険証・資格確認書は、区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当（京北地域にお住いの方は、京北出張所保健福祉第一担当）へご返却いただくか、細かく切り刻んで処分してください。

## ！ご注意ください

- 医療機関で受診するときは、資格確認書もしくは健康保険証としての利用登録済みのマイナンバーカード（マイナ保険証）を提示してください。
- 医療費の一部負担金の割合は、小学校就学前の方は２割、70～74歳の方は２割又は３割、その他の方は３割です。
  **70～74歳の方は、**「高齢受給者証（※）」によって負担割合を確認しますので、**医療機関等で受診される際には、今回お送りした「資格確認書」（薄い黄色）とお持ちの「高齢受給者証」（白色）の両方を提示**してください。
  ※高齢受給者証は、70歳の誕生月（1日生まれの方は誕生月の前月）に郵送しており、70歳の誕生月の翌月（1日生まれの方は誕生月）から使用していただけます。マイナ保険証をお持ちの方には、負担割合等が記載された「資格情報のお知らせ」を送付しております。
- **※マイナ保険証を利用する場合、高齢受給者証の提出は不要です。**
  マイナ保険証に対応していない医療機関等へ受診する場合や医療機関等の機器不良等の場合、マイナンバーカードと合わせて、マイナポータル画面の資格情報画面や「資格情報のお知らせ」を提出することで、受診が可能です。
- 福祉医療費受給者証をお持ちの方は、医療機関等で受診される際に資格確認書又はマイナ保険証と一緒に提示してください。

★ **後期高齢者医療制度の資格確認書をお持ちの方には、国民健康保険の資格確認書及び資格情報のお知らせはお送りしておりません。**

医療機関等で受診される際は、後期高齢者医療制度の資格確認書を提示してください。

※75歳の誕生日から使用いただく後期高齢者医療制度の資格確認書は、誕生日の前日までにお送りします。
なお、令和8年10月又は11月中に75歳に到達される方については、後期高齢者医療制度の資格確認書又は資格情報のお知らせが届きますので、今回、国民健康保険の資格確認書及び資格情報のお知らせは送付していません。

- 資格確認書は丈夫な素材で作っていますが、水にぬらさないようご注意ください。資格確認書のカバーをご希望の方には、区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）にてお渡ししています。
- 職場の健康保険に加入された場合など、加入する健康保険の種類が変わられたときは、忘れずに国民健康保険の脱退の届出をしてください。月の途中でも医療機関等に新しい資格確認書を提示してください。脱退の届出をされないまま、誤って国民健康保険を使って診療を受けた場合、国民健康保険が負担した医療費を後日返還していただくことがあります。

京都市 CITY OF KYOTO　SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

# マイナ保険証の取扱い

健康保険の制度改正により、令和6年12月2日以降、新たな保険証を発行することができなくなりました。
保険証廃止後、新たに国民健康保険に加入される方について、健康保険証利用登録済のマイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちの方には **「資格情報のお知らせ」** を、お持ちでない方には **「資格確認書」** を発行します。

## Q1 資格確認書とは？

マイナ保険証を持っていない方に交付します。
従来の保険証と同じように、医療機関等で提示していただくことで受診できます。

## Q2 資格情報のお知らせとは？

マイナ保険証を持っている方に交付します。資格情報のお知らせのみを提示しても、医療機関等を受診することはできません。マイナ保険証の読み取りができない場合などに、マイナ保険証と合わせて医療機関等の受付に提示いただくことで受診できます。

## Q3 資格確認書と資格情報のお知らせのどちらをもらえるの？



### マイナ保険証　フローチャート

● マイナンバーカードを持っていますか？

- YES → ● 健康保険証の利用登録をしていますか？
  - YES → **マイナ保険証を利用いただけます**
  - NO → **資格確認書**をお渡します
- NO → **資格確認書**をお渡します

**資格情報のお知らせ**をお渡します



申請により資格確認書をお渡しできる場合があります。詳細は Q6 をご覧ください。

※既に資格情報のお知らせをお持ちの方については、今回、資格情報のお知らせをお送りしておりません。
※9月末までの利用登録状況に応じて資格確認書等をお送りしています。既に資格確認書をお持ちの方でも、利用登録をされている場合、資格情報のお知らせをお送りすることになります。（Q6の要配慮等を理由に資格確認書を申請された方を除く）



## Q4 健康保険証の利用登録をしたか分からない？！

マイナポータルの画面イメージ




マイナンバーカードを使って、マイナポータルにログインして確認してください。
マイナポータルには下の二次元コードからアクセスしてください。

## Q5 健康保険証の利用登録を解除したい

お住まいの区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）に利用登録解除の申請を行ってください。
申請受付後、資格確認書を交付します。



## Q6 マイナ保険証は持っているけど資格確認書がほしい

以下の場合は申請により、資格確認書をお渡しできる場合がありますので、お住まいの区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）にご相談ください。

- マイナンバーカードを紛失した
- マイナンバーカードを更新している
- マイナンバーカードの返納を予定している
- マイナ保険証を持っているが、第三者の介助が必要な要配慮者等



## お問い合わせ先

住所地の区役所・支所市民総合窓口室保険年金担当（京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当）にお問い合わせください。

電話番号はこちらから